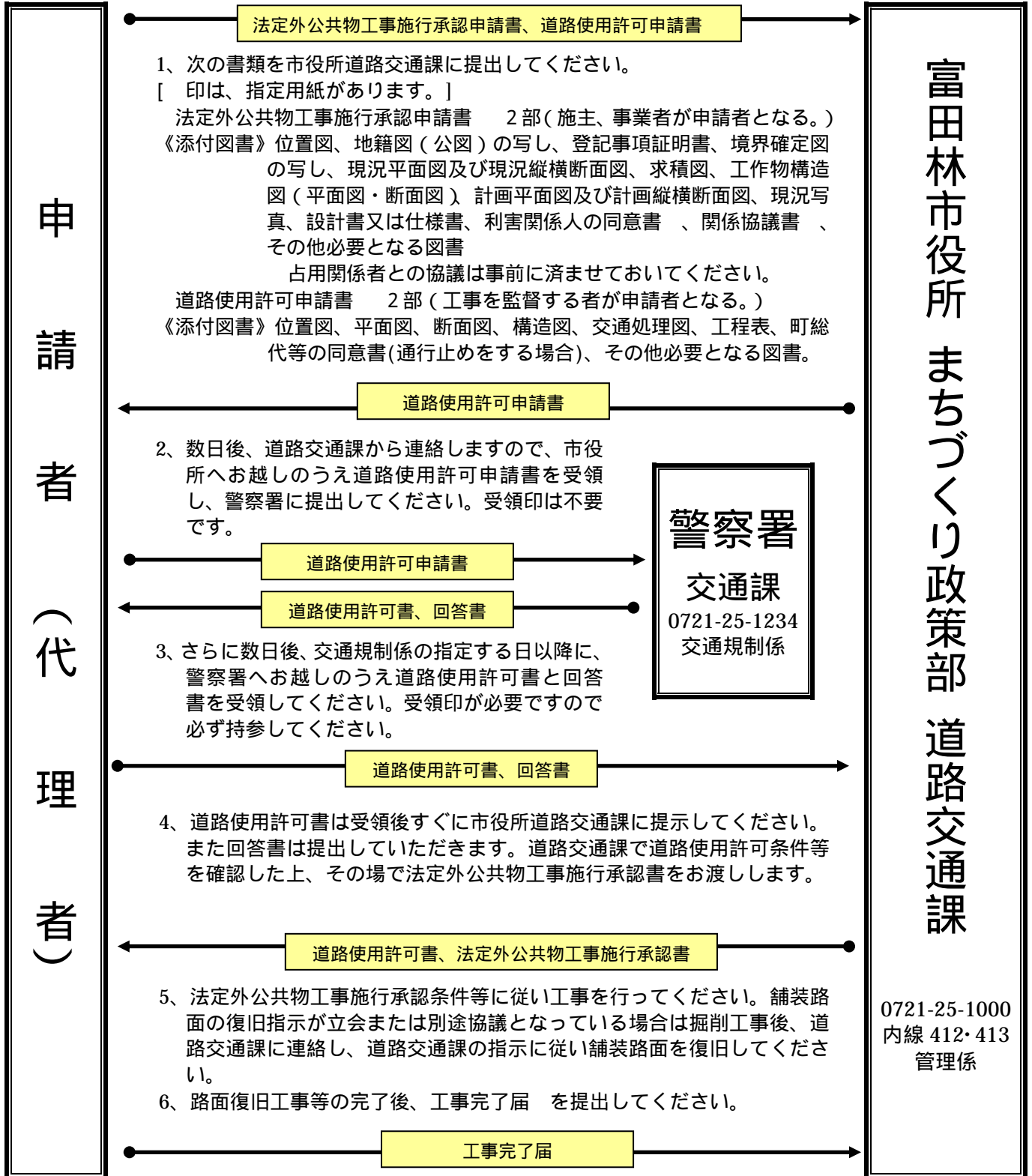


法定外公共物工事施行承認の申請手続き

富田林市が管理する法定外公共物(里道敷・水路敷等)の工事施行を行う場合は、次により承認を受けて下さい。尚、富田林市法定外公共物管理条例並びに富田林市法定外公共物管理条例施行規則などに基づき、申請内容の変更を指示する事があります。また申請そのものを受理できない、または承認できない事もありますので、はじめて申請される方は事前に道路交通課に連絡ください。

法定外公共物に電柱や埋設管などの占用物にかかる工事は、「占用」の申請をしてください。



申請から承認まで、概ね2週間程度の期間を要します。